

令和元年度第1回



# 下請法クイズ

下請法の理解に役立つ**下請法クイズ**を今年も作ったよ！

是非一度チャレンジしてみてね♪

クイズはステップ1（下請法の適用範囲）とステップ2（親事業者の義務・禁止事項）の2種類あるよ♪



## 【ステップ1】

Q Aさんは、産業用機械メーカーの調達部に勤務しています。この度、上司からの指示で、製品の原材料を調達している材料メーカーとの取引について、下請法が適用される取引かどうか調べることになりました。

Aさんが採るべき行動として正しいものはどれでしょうか。次の①～③の中から適当と思われるものを選んでください。

- ① 自社と材料メーカーの事業内容と従業員数を調べることとした。
- ② 自社と材料メーカーの過去1年間の取引額を調べることとした。
- ③ 自社と材料メーカーの資本金と取引の内容を調べることとした。

## 【ステップ2】

Q Bさんは、資本金8000万円のソフトウェアメーカー（親事業者）に勤務しており、6月の人事異動で経理部の責任者となりました。早速、自社の下請代金の支払状況等を確認したところ、次の①～③のとおりでした。

あなたがBさんの立場でしたら、下請法を遵守する観点から、部下に対してどのようなアドバイスをするべきでしょうか。

- ① 下請代金の支払期日は、「納品後2か月以内」と定められていました。
- ② 下請事業者に対して支払う下請代金の支払日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日に順延して支払っていました。
- ③ 下請事業者への発注後、ユーザーから値下げ要求があったことを理由に、下請事業者から了解を得て、下請代金の1%に相当する額を減じて支払っていました。



# 回答 & 解説



## 【ステップ1】

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金（資本金の額又は出資の総額）の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されます。

【参考】下請取引の適用対象



下請取引

=

取引の内容

+

資本金区分

①：「不適当」 取引当事者の事業内容や従業員数は、下請法の適用の有無を判断する条件ではありません。

②：「不適当」 取引当事者の取引額は、下請法の適用の有無を判断する条件ではありません。

③：「適 当」 取引の内容と資本金区分を調べることとしているため適当といえます。取引の内容のうち、製造委託とは、事業者が他の事業者に物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を委託することをいいます。

そのため、Aさんの会社から材料メーカーに対して長さ等の仕様等を指定して原材料の製造を委託していると認められる場合は、製造委託に該当しますが、Aさんの会社から材料メーカーに対して仕様等の指定がなく、材料メーカーの規格品を購入しているにすぎない場合は、製造委託に該当しません。

## 【ステップ2】

①： 親事業者には「支払期日を定める義務」（下請法第2条の2）が課せられています。そのため、親事業者は、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなければなりません。また、支払期日は具体的な日が特定できるよう定める必要があります。設問のように、「納品後2か月以内」との定め方は具体的な日が特定できないため、認められません。

Bさんは部下に対し、納品後60日以内のできる限り短い期間内で、具体的な支払期日を定めるようアドバイスするべきでしょう。

②： あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払うことは、「支払遅延の禁止」（下請法第4条第1項第2号）の規定に違反します。設問のように、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に支払日を順延する場合については、支払日を順延する期間が2日以内である場合であって、支払日を金融機関の翌営業日に順延することについて、あらかじめ下請事業者と書面で合意している場合は、結果として受領日から60日（2か月）を超えて下請代金が支払われていたとしても問題としておりません。

Bさんは部下に対し、支払日の順延をとりやめて支払日を金融機関の休業日の前営業日にするか、支払日を順延する旨について下請事業者と十分な協議の上、書面で合意を得るようアドバイスするべきでしょう。

③： 発注後においては、下請事業者の合意を得たとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由（例：数量不足）がない場合に下請代金を減じることは、「下請代金の減額の禁止」（下請法第4条第1項第3号）の規定に違反します。設問のように、客先からの値下げ要求があったことは、下請事業者の責めに帰すべき理由に該当しませんので、これを理由に下請代金の1%を差し引くことは、「下請代金の減額の禁止」に違反します。

Bさんは部下に対し、下請事業者の了承を得ていたとしても違法となることに加え、速やかに減額行為を取りやめて減じていた額を下請事業者に支払うようアドバイスするべきでしょう。



お問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所 下請課

電話 052-961-9424（直通） FAX 052-971-5003

ホームページ <https://www.jftc.go.jp>



公正取引委員会